

## 国立大学法人佐賀大学設計・監理等業務委託契約要領

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）における施設整備事業に伴う設計及び監理業務の委託契約に係る事務処理については、国立大学法人佐賀大学会計規則（平成16年4月1日制定）その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(設計・監理に係る委託報酬額)

第2条 本学が発注する請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、国立文教施設整備に係わる設計及び監理業務委託報酬額の算出について（平成21年5月15日付け文科施第6071号文教施設企画部長通知）及び国立文教施設整備における「官庁施設の設計業務等積算要項」の運用指針（平成21年6月1日付け21施企第6号契約情報室長決定）の規定を準用する。

(設計に係る要項の準用)

第3条 設計に係る本要領の運用においては、設計業務委託契約要項について（平成10年4月27日付け10文施指第166号文教施設企画部長通知）の規定に準用する。  
この場合において、同規程中「国庫」とあるのは「国立大学法人佐賀大学」と読替えるものとする。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第4条 本学が発注する設計業務における仕様書書式については、設計業務委託特記仕様書の改定について（平成21年5月13日付け21施参事第6号参事官通知）の規定を準用する。

(設計業務委託現場説明書書式)

第5条 本学が実施する設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について（平成15年4月14日付け15施企第4号監理室長通知）の規定を準用する。  
この場合において、同規程中「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」とあるのは「会計責任者」と、「契約担当官等」とあるのは「契約担当職員」と、「官職氏名」とあるのは「役職氏名」と読替えるものとする。

(測量調査等に係る要項の準用)

第6条 測量調査等に係る本要領の運用においては、測量調査等請負契約要項について（平成15年7月22日付15文科施第164号文教施設部長通知）の規定を準用する。

この場合において、同規程中「国庫」とあるのは「国立大学法人佐賀大学」と読替えるものとする。

(共同設計方式の取扱い)

第7条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて（平成11年3月31日付文指第175号文教施設部長通知）の規定を準用する。

この場合において、同規程中「契約担当官等」とあるのは「契約担当職員」と読替えるものとする。

(監理に係る要項等の準用)

第8条 監理に係る本要領の運用においては、工事監理業務委託契約要項について（平成20年3月31日付け19文科施第513号文教施設企画部長通知）の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から実施する。